

改正

平成18年3月24日条例第26号

杵築ふるさと産業館条例

(設置)

第1条 産業の振興及び地域の活性化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、杵築ふるさと産業館（以下「ふるさと産業館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 杵築ふるさと産業館の位置は、次のとおりとする。

- (1) 本館 杵築市大字杵築665番地172
- (2) 別館 杵築市大字南杵築185番地1

(事業)

第3条 ふるさと産業館は、第1条の設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特産品及び土産品の開発に関すること。
- (2) 農林水産物の消費宣伝及び販売に関すること。
- (3) 商工製品の消費宣伝及び販売に関すること。
- (4) 観光宣伝等に関すること。
- (5) その他目的達成のため必要とすること。

(休館日)

第4条 ふるさと産業館の休館日は、12月31日から1月2日までの間とする。

(開館時間)

第5条 ふるさと産業館の開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

(指定管理者による管理)

第6条 ふるさと産業館本館（以下「本館」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 市長は、前項の規定により本館の管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別の事情があると認めるときは、杵築市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年杵築市条例第55号。以下「手續条例」という。）第2条ただし書の規定により、指定候補者の選定を行

うことができる。

3 前項の規定による指定候補者の選定に当たっては、市長は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第3条第2項各号の書類の提出を求め、手続条例第4条第1項各号に照らし総合的に判断するものとする。

4 第1項の規定により本館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、本館の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

(指定管理者の業務)

第7条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
- (2) 本館の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が本館の管理上必要と認める業務

(指定管理者の責務)

第8条 指定管理者は次に掲げる責務を遵守しなければならない。

- (1) 住民の福祉の増進を目的とした公平・公正な施設の運営を行うこと。
- (2) 手続条例及びこの条例並びにこれらに基づく規則の規定に従い、施設の管理を行うこと。

(原状回復義務)

第9条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった本館の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りではない。

(損害賠償)

第10条 故意又は過失により本館の施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の杵築ふるさと産業館条例第5条の規定により管理を委託している本館の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。